

県南広域振興局長告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年8月10日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市胆沢区若柳字横岳前山9番地先から字谷子沢1番108地先まで	新	A 52.2～5.3 m	m 5,898.4
		B 129.5～10.8	3,187.0
奥州市胆沢区若柳字横岳前山9番地先から字谷子沢1番108地先まで	旧	A 52.2～5.3	5,898.4
		B 129.5～10.8	3,187.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで